

〈特集 共生社会の法と政治〉

アンソニー・ギデンズの政治理論： 「第三の道」

— 共生社会の政治的指針を求めて —

宮 下 輝 雄

目 次

1. はじめに
2. 新自由主義と古典的社会民主主義
3. グローバリゼーション
4. 新しい個人主義
5. 機会の平等と結果の不平等
6. 民主主義の民主化
7. ポジティブ・ウェルフェア社会
8. まとめ

1. はじめに

アンソニー・ギデンズ (Anthony Giddens, 1938-) は、わが国でもよく知られているように、現在、ロンドン大学のEconomic and Politicsの学長として、また現代社会学会の重鎮として、その執筆活動は多岐にわたり、わが国でも多くの翻訳書がある。彼の研究対象は広く、当然、政治の世界にも及んでおり、1997年に、それまで長いこと野党にあった、労働党が大勝し、第一次ブレア政権が誕生したとき、理論的ブレーンとして活躍したことはよく知られている。政治学の分野で最初に大きな影響を与えた著書は『第三の道』(The Third Way, The Renewal of Social Democracy, 1998) である。もともとその著書に対する批判が、とりわけイギリス国内から多く発せられたため、それらの批判に答えるという必要性もあったろうが、より一層深く自己の主張を展開する

ために、2000年に『第三の道とその批判』(*The Third Way and its Critics*)²⁾を刊行し、著者の主張が強固であることを示している。その著書の表紙にはブレアによる、‘An important contribution to the debate’ (議論への重要な貢献) なる一文が添えられている。

ところで本論の目的ないし、私の関心は、多様に解釈されているアンソニー・ギデンズの政治理論の本質を見出し、それを純理論的に整理することにでもなく、また単に彼の理論を網羅的に羅列することにでもなく、この現代的閉塞状況を打開するにあたって、有益と思われる政治理論を彼の中から導き、それらの主要なものを、内容を損なうことなく啓蒙的に紹介することにある。彼の政治理論が、社会主義の挫折と新自由主義が生み出す矛盾の中から生まれた経緯からして、このような試みに反対するものはあるまい。

行き着く先がどのような内容のものであるかも知らせず、単に「聖域なき構造改革」を主張する指導者、またそれを無批判に受け入れるような、国民であってはならない。21世紀の現在は、選択肢に大きな誤りがあってはならないほどに、相対的に狭められた環境の中でわれわれは生きている。指導者や市民の意識改革こそが望まれている状況にある。

日本の近代化過程は、欧米と比較して極めて特異であったといえよう。儒教に裏打ちされた身分社会の幕藩体制、主として政治家や官僚にコントロールされた明治初期から第二次世界大戦後の時代、そして戦後においても持続されたそれら旧体制の残存物の動向は、いずれの時代も上から下への、いわゆるトップダウン的政治体制、社会構造であった。何百年も続いたそうした形態は、日本人の精神構造の骨格形成に決定的影響を与えたに相違あるまい。たとえ技術や物作りは、模倣や改良によって、世界に通用するようになったとしても、世界に誇れる文化、世界に輸出できる文化は育っていない。現に「日本は信用できない」とさえ、近隣諸国から公言されている。真剣になって自らに問うべき課題である。国内的国際的に信用されない国家からは、歴史に耐えうるような文化や民主主義は形成されない。やはり権威主義、官僚主義からは、自立し、独立した個人と連帯は育たない。ところが権威主義や「現代社会としての官僚制」は、日本の隅々で生きながらえている。私には、これらが日本政治や日本社会の諸悪の根源であるように思われてならない。主体性のある人間

を育てないからだ。そのようにいうことは、日本に民主主義が全く存在しないということではない。そこで必要になってくる主要な条件は、アンソニー・ギデンズのいう「民主主義の民主化」ということではないかと思う次第である。そのことについては後で論じる。

2. 新自由主義と古典的社会民主主義

イギリス労働党は、サッチャー、メージャーの保守党政権が推し進める新自由主義のもとで、野党にあり何とかして政権を奪回しようとして党内論争を展開していた。たどり着いた結論は、国有化に重点を置いてきたこれまでの党綱領を改正し、制限つきながら経済活動における自由競争と市場原理を導入することであった。いわゆる「第三の道」である。綱領改正の結果、1997年の総選挙において、労働党は圧勝した。それ以来2001年、2005年の三回の総選挙において勝利している。

サッチャー政権が推し進めた、いわゆる「小さな政府」によってもたらされた、民営化政策の負の側面、つまり能力主義や福祉切捨てによって顕著に現れた、失業や格差社会に対する国民の不満が労働党の改正された政策に賛同したのである。

もちろんイラク戦争への不確かな情報による参戦によってブレア政権の人気は下降している。それでも「第三の道」の掲げる政治指針は変えられないものと私は信じている。

長いこと経済の王道とさえ信じられてきた、アダム・スミス (Adam Smith, 1723 - 90) の『国富論』 (*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776) のもたらした結果は、その自由放任 (レッセフェール) にもとづく弱肉強食の本質の帰結として、戦争、恐慌へと突き進んでいった。1914年には第一次世界大戦、1929年には世界的恐慌が引き起こされた。その間隙をぬって社会主義の思想が出現し、1848年にはマルクスとエンゲルスによる『共産党宣言』 (Karl Marx & Friedrich Engels, *Manifest der Kommunistischen partes*,) が出版され、1917年には、レーニンの指導による『国家と革命』によってロシア革命が引き起こされた。レーニンは労働者の解放

を説いたのである。ソ連の崩壊後も社会主義の思想は全面的には、その意義を失ってはいない。現に、ロシアや中国は、社会主義を放棄したとは明言していない。

他方、不況と失業に悩むアメリカは、ニューディール政策により、これらの難題を乗り越えようとした。この政策の理論的役割を果たしたのは、既に1926年に『自由主義の終焉』(*The End of Laissez-Faire*)を現していた、ケインズ(John Maynard Keynes, 1883-1946)の『雇用、利子及び貨幣の一般論』(*The General Theory of Employment, Interest, and Money*, 1936)であった。この著書の主要な主張は、低金利、減税、公共投資により経済に誘い水を注ぐことによって有効需要を高め完全雇用を達成することにあつた。有名な政策の一つはTVAである。

このケインズの政治が経済や社会に介入するという政策は、社会主義やファシズムに対抗するという要請もあつて、ついには「ゆりかごから墓場まで」といわれるようになった国家指導型の福祉国家に向かつていった。結果的には、ソ連を中心とする社会主義国家とアメリカを中心とする資本主義の両体制は、思想も体制も質的に異なるにもかかわらず、皮肉なことに、国家中心的政策を志向するという点では、類似する性質をもつものになっていった。

冷戦中の東西両陣営の核開発競争の結果は、まさに人類滅亡の危機にまで到達してしまつた。心ある両陣営の指導者達の並々ならぬ努力の結果、また世界世論の反対によって、ようやくにして核削減へとこぎつけるまでにいたることができた。

そんな中であつて、1989年に東西冷戦の象徴的存在でもあつた、ベルリンの壁が崩壊し、ついで1991年にソ連は解体した。そのことはアメリカの体制が正しく、結果として、アメリカが勝利したかのように考えるのは、明らかな誤認である。アメリカとてまた世界中の国々が今日なお進むべき指針の探求に励んでいるのである。

東西冷戦終結後、世界は激動したが福祉国家への要請の度合いはますます強まり、アメリカにおいても、財政の赤字と貿易収支の赤字の双子の赤字に直面し、政治や経済に対する批判や不満が高まつた。このことに対する批判はかなり以前から存在し、ハイエク(Friedrich August von Hayek, 1889-1992)は

1944年に『隷属への道』(*The Road to Serfdom*)を現し、全体主義と共産主義を批判した。またフリードマン(Milton & Rose Friedman, 1912-2006)の『選択の自由』(*Free to Choose*, 1980)は、政治が経済や社会に介入するのを批判した。ハイエクは1976年版の序言において次のように述べている。

「きわめて一般的に思想と制度についての現代の傾向をさらに研究すると、私の抱いていた恐れと憂いは、どちらかといえば増しているのである。社会主義的思考の影響と、全体主義的権力を支持する人々の善意への素朴な信頼感、この両者は私が本書を著して以来いちじるしく増大している。」³⁾と。このように全体主義的権威への限りない疑念を表明している。

またフリードマンは、1980年の「日本の読者へ」において次のように述べている。

「政府が果たす役割の面において、日本とアメリカ合衆国との間においては、(一約一)重要な相違が存在しているのにもかかわらず、国民の経済活動を管理し国民の所得を再分配するための政府の役割をいっそう増大させていくという、アメリカ合衆国がこれまでたどってきたのと同様な道を、日本もすでにかなりの期間にわたってたどってきた。もちろんそうはいつでもアメリカ合衆国より日本のほうが政府支出のため、国民所得の少ない部分しか吸い上げていないという事実によって証明されているように、日本はすでにこの道をそれほど遠くまですでにきてしまったというわけではない。しかし、日本はいまや明らかにアメリカ合衆国に追いつきはじめており、同様な困難に陥ってきている。」⁴⁾

このような状況がよかれと思つた福祉国家から生じようが、社会主義体制から生じようが、長期間継続する間に、国民の側においては、自立心の低下、モラルの低下、犯罪の多発、責任感の低下、貧困の増大、政治意識の低下、家庭内暴力や不登校などの混乱した社会状態を生むにいたるであろう。他方、政治家や官僚あるいは研究者や評論家にいたるまで腐敗と怠惰と傲慢に裏打ちされた厚顔無恥な活動へと変遷する。これら両者の関係は悪循環して、果てしなき悲惨な結末へと国家や社会を貶めていく。これはR.ミヘルスが主張する「寡頭制の鉄則」⁵⁾をこえるものとなろう。

現代社会をよく観察するときこのことは明瞭である。マスコミの理念や哲学なき報道内容も目に余るものがある。アメリカの軍需力と戦争による問題解決

策の誤りとテロ行為を聖戦とする自爆テロなどは、決して長い目で見て問題の解決策にはならない。もっとその原因にまでさかのぼって対策を練る以外に根本的な問題解決策は見出せないであろう。取り返しがつかなくなるまで事態を放っておくほど人間はおろかであるとは思いたくない。

ここで議論をよりわかりやすく進めるために、アンソニー・ギデンズにしたがいながら古典的社会民主主義とサッチャリズム・新自由主義の特徴の相違点および類似点を一覧表にしてみる。⁶⁾

古典的社会民主主義 (旧左派)	サッチャリズム・新自由主義 (新右派)
社会生活や経済生活への広範な国家の関与	できるだけ小さな政府
社会よりも国家が優位	自立的な市民社会
集散主義 (collectivism)	伝統的なナショナリズム
ケインズ主義的需要管理と協調組合主義 (corporatism)	道徳的権威主義と強力な経済的個人主義
市場の役割は限定的、すなわち混合経済あるいは社会的経済	市場原理主義
完全雇用	他の市場並みに労働市場の需給をバランスさせる
強固な平等主義	不平等の容認
完べきな福祉国家、すなわち「ゆりかごから墓場まで」市民を保護	セーフティーネット (安全網) としての福祉国家
単線的な近代化	単線的な近代化
環境保全への無関心	環境保全への無関心
国際主義	国際秩序についての現実主義的理解
二極対立の世界を前提に据える	二極対立の世界を前提に据える

この比較は決して厳密な比較とはいえないが、それでも両体制の特徴の判別には有効である。

まずよくいわれる「小さな政府」についていえば、古典的社会主義が社会や経済への国家の介入を認めている「大きな政府」であるのに対して、新自由主義では、いうまでもなく「小さな政府」である。また平等の面では、古典的社会主義が強固な「平等」を主張しているのに対して、新自由主義では、「不平等」の容認である。福祉国家については、古典的社会主義が完璧な「福祉国家」を目指しているのに対して、新自由主義では「セーフティーネットとしての福祉

国家」にとどまっている。さらに両体制とも、「環境保全」に対しては無関心であるし、両体制とも「二極対立」の世界を想定している。ここで注意してもらいたいのは、ケインズ流の国家体制も先ほど指摘したように、国家の社会への介入という点では、ほとんど古典的社会主義体制に類似していたということである。この点に関して、アンソニー・ギデنزは次のように述べている。

「ケインズは、社会主義者ではなかったが、マルクスや社会主義の主要な見解のいくつかに共鳴していた。マルクスと同様に、ケインズもまた、資本主義が非合理的ことを認めたが、こうした非合理を制御することにより、資本主義を救うことができると確信していた。マルクスもケインズも、資本主義経済の生産性（技術）を所与とみなす傾きがあった。ケインズ理論が経済の供給サイドを軽視しがちだったという点は、社会民主主義者の通念とうまく符号している。市場経済を安定化させるために、いかにして需要を管理すればよいのか、どのような混合経済体制を構築すればよいのかをケインズは示した。」

ところでアンソニー・ギデنزによれば、新自由主義が含む二つの支柱である、「市場原理主義」と「保守主義」は内部矛盾を来たしているとして、次のように述べている。

「社会的変化と経済的变化に対して、保守主義は、常に慎重であると同時に、プラグマティックに対処しようとする。フランス革命の救世的主張を前にして、バークがとった態度がまさにそれである。伝統を守ることこそが、保守主義の保守主義たるゆえんなのである。伝統は、過去の叡智の蓄積を包含しているが、ゆえに未来への指針となりうる。

他方、自由主義を万能視する思想は、（個人主義と）市場の力を自由に解放することによってかなえられる、はてしなき経済成長に、その希望を託するという、まったく（両者は）異なった見方をする。」「新自由主義は、自由な市場の力を、伝統的な制度、なかんずく家族と国家の擁護と結びつける。経済に関しては個人のイニシアチブを発揮させるべきだが、他の社会的活動領域では、個々人は義務と責任を果たさなければならない。社会的秩序を維持するためには、伝統的国家と同時に、伝統的家族を擁護しなければならない。単身家族、同性愛者の同居等伝統的でない家族は、社会を頹廢させる元凶である。国の統合を揺るがすものは何であれ同様の非難を浴びせられる。新自由主義の立場に立つ

著述家や政治家の言説には、外国人嫌いの傾向がはっきり見て取れる。多文化主義を最も厳しく非難するの⁹⁾も彼らなのである。」

付け加えるならばアメリカで主張されている新自由主義と新保守主義はほとんど同じ意味に解されている。それに伝統主義は、歴史的に見て権威主義につながり、その権威主義が民主主義のもとで培われたものでないならば、それは「同意を獲得しうる能力」という正統性のある権威ではなくなる。そうでないならば有無を言わせない上からの押し付け的権威となりやすい。そこでは個人の自立も、主体性も真の連帯さえも育たない。ところが、わが国を覆っている閉塞感の主要な原因もこのような背景を前提にしているように思われてならない。

他方、アンソニー・ギデンズによれば、社会民主主義は1970年代後半の挫折を経験するまでは、どの国でも、社会民主主義者は、単線的な近代化モデルで「社会主義への道」を追及してきた、として次のように述べている。

「イギリスにおける、福祉国家の生成に関する社会学的研究の第一人者であるT・H・マーシャルは、単線的な近代化モデルに対し、説得力に富む解釈を与えている。市民権の長期にわたる進化の過程の到達点として、福祉国家を位置付けることができる。戦後間もない頃の論客らしく、マーシャルは、経済発展と市民権の尊重との調和を図ろうとする結果、福祉制度はますます拡充の一途をたどるであろうと予測した。

総じて言えば、旧式の社会民主主義は、環境保全派を敵視しないまでも、友好的関係を築くことができなかつた。協調組合主義、完全雇用、福祉国家等を重視すればするほど、環境問題に真っ正面から取り組むことが難しくなるからである。しかも、旧式の社会民主主義は、その実践においてグローバルな視点を欠いていた。社会民主主義は、国際主義を志向していたが、その意味するところは、グローバルな問題に真正面から取り組むという構えではなく、志を同じくする政党との国境を越えての連帯¹⁰⁾でしかなかつた。」

以上のように、アンソニー・ギデンズは新自由主義の内部に並存する内部的な思想の混乱を鋭く解明し、その混乱の原因を指摘している。

3. グローバリゼーション

今日、国家レベルであれ、国内のさまざまな分野でグローバリゼーションは、無意識のうちに進んでいることを疑うものはあるまい。その主要な原因は科学技術、とりわけIT産業の目覚ましい進歩に起因しているといえよう。インターネットは、地球上のこれまで如何ともしがたいものと思われてきた、距離と時間のディメンションをほとんど無きものにしてしまった。コミュニケーション手段が先行すれば、物事は多少の時間はかかっても成就する。

他方において、環境問題もわれわれが毎日、テレビで見ているように、台風やハリケーンに乗った雲や風雨の動きは、すこぶる早く世界中を一飲みにするかのようなものである。当然に同時に酸性雨や二酸化炭素、窒素酸化物などは国境を越えて拡散することは明らかである。その意味で、今日において、環境問題を抜きにした産業も健康も教育も文化も考えられない。それらは環境倫理学に収斂している。この環境問題に新自由主義も古典的社会民主主義も熱心に取り組もうとしなかった。

アンソニー・ギデンズによれば、グローバリゼーションには、次のような三つの機能がある。

(1) グローバリゼーションは、経済的な相互依存関係だけではなく、日常生活における時間と空間を変更する効果をもち、はるか遠くの出来事の影響が直接的に、間髪を入れずに私たちに及んでくる。そのことは個人としての私たちの意思決定がグローバルな意味を持つものでもある。それがためにグローバリゼーションは、往年の国家が持っていたさまざまな力を削がれつつあるという意味で、国民国家からの離脱現象を促している。(2) その反面、グローバリゼーションは、新規の内需を喚起するだけではなく、地域の独自性を再生する可能性をも、そのうちに秘めている。たとえばイギリスにおける最近のスコットランド民族主義の台頭を、カナダのケベックやカタロニアで進行中の動きと、同種の構造変革への反応と理解することもできる。(3) グローバリゼーションは、横への広がる可能性をも秘めており、国民国家の国境を横断して、新しい経済圏、文化圏をつくり出すこともある。たとえば、カタロニアの一部でもあり、スペインの一部でもあるバルセロナは、フランス南部の経済圏に含まれる。このよ

うなグローバリゼーションの三方向への進展は、「世界中の国家の地位と権力に影響を及ぼしつつある。」¹¹⁾

したがって、統治する政府は、現にある国家の統治機構と必ずしも一致しなくなり、もっと多彩なものとなり、ガバメント（政府）ではなく、ガバナンス（統治）の方が、行政や規制の担い手を表す言葉としては、より適切なものになるであろう。

4. 新しい個人主義

これまで個人主義は、近代思想のなかでも要の役割を果たしてきたし、現在もそうであろう。ここでは、アンソニー・ギデンズがどのような意味で、またどのような必要性に迫られて「新しい個人主義」なる用語を用いているかを吟味してみたい。彼は先ず、この用語がグローバリゼーションによって引き起こされたという。つまり「新しい個人主義とは、日常生活から、伝統と慣習を取り除いたものにほかならない。言い換えれば、新しい個人主義は、市場によって育まれた思想ではなく、広義のグローバリゼーションがもたらした思想なのである。」¹²⁾ アンソニー・ギデンズが言わんとする「新しい個人主義」はグローバル化された社会、つまり新しい条件のもとで生き抜ける個人を想定しているように思われる。だから「新しい個人主義」は、新自由主義の立場に立つ経済理論が描く、利己的個人でもない。アンソニー・ギデンズは、「新しい個人主義」を説明するにあたって、社会学者のウルリッヒ・ベックの次のような言葉を引用して説明している。

それは「サッチャリズムでもなければ、市場個人主義でもないし、また（全体を個人に切り刻むという意味での）原子化でもない。むしろそれは『制度化された個人主義』と名づけるのがふさわしい。たとえば、福祉国家における権利と資格の多くは、家族ではなく個人を対象としている。そうした権利や資格のほとんどが、雇用の存在を前提としている。そして雇用は、教育を前提としている。雇用も教育も、人の流動性を前提として成り立つ。こうした条件がすべて整えられて初めて、人々は自らを個人として自覚する、すなわち個人として自らの将来を計画し、自らを個人として受け止め、そして自らを個人として

改造するのである。¹³⁾

さらに「制度化された個人主義」は社会的連帯を侵食するどころか、社会的連帯を生み出す新たな手立てを見いだすことを、私たちに促すとみる。

5. 機会の平等と結果の不平等

一般的に言って、新自由主義は「機会の平等」を重視し、古典的社会民主主義は「結果の平等」を重視する。この相違は、それぞれの主張の全体的相違へと発展していく根源的相違でもある。ここで問題を整理するために、アリストテレスの平等の概念に触れておきたい。アリストテレスは平等を「数的平等」と「価値に即した平等」とに分け、「わたしは数的平等というのは、数あるいは量における同一・平等のことであり、価値相応の平等というのは、比例に即した平等のことである。」¹⁴⁾とし、この「数的平等」は、各人を完全に等しく扱うことであり、それに対して、「比例的平等」は当該個人の業績を考慮に入れた分配である。つまりアリストテレスにおいても、平等について無条件な平等を意味しているのではなく、二人の人が相等しい条件の場合にのみ、彼らが平等に分配されるというのが正義の要求であるとする。したがって、争いや不平等の原因は、相等しい人びとが不平等な分配を受け、また相等しからざる人びとが平等な分配を受けるといった、平等の原則が破られた場合に起こるといっている。

アンソニー・ギデンズが最も強く警告するのは、「機会の平等」を認めるにしても、それが「結果の不平等」につながり、しいてはそれが世襲化し、他の多くの人びとの「機会の平等」さえ奪ってしまうということである。この結果、排除された不満分子の存在と相俟って、社会的な結束を揺るがし、完全な能力主義社会は、極度に排除された階級を作り出す。彼が指摘するところによれば、「完全な能力主義社会は、実現不可能なばかりか、自己矛盾を内包している。すでに理由を述べたとうり、能力主義社会は深刻な不平等をもたらす。そのような社会において特権を手に入れた人たちは、必ずや自分の得た特権を子どもたちに贈与しようとする。こうして能力主義そのものが途絶えてしまう。¹⁵⁾」

このように述べながらも、アンソニー・ギデンズは、能力主義の原則が平等にとって無意味というわけではなく、能力主義の原則は平等のすべてではない

し、平等を定義するにはふさわしくないという。そこで第三の政治では、平等を「包含 (inclusion)、不平等を「排除 (exclusion)」と定義しなおして、この問題を分析する。包含というのは、最も広い意味で、「市民権の尊重を意味する。」もう少し詳しく言うと、社会の全構成員が、形式的にはではなく日常生活において保有する、市民としての権利・義務、政治的な権利・義務を尊重することである。それはまた、機会を与えること、そして公共区間に参加する権利を保障することも意味する。

不平等、つまり「排除」については、現代社会には二つの排除が存在するとして次のように述べている。「一つは、社会の最底辺に入る人びとのうち、社会が提供する雇用、医療、福祉等の機会にありつけない人びとが排除の対象となり、二つには、社会の最上層部の自発的な排除、いわゆる『エリート¹⁶⁾の反乱』である。」富裕層の中には、正業に就かず世間から隔絶した生き方を選択する人びとがおり、彼ら特権集団は、社会から隔絶された要塞のようなコミュニティで生活している。現在、先進国の階級構造に影響を及ぼす、様々な変化が起こりつつあり、こうした変化のゆえに、「包含と排除」は、不平等を分析し、不平等に対処する上で欠かせない概念となったと、アンソニー・ギデンズはいう。衰退にあえぐ都市部のスラムは社会的に排除されたり、少数民族の目立つ地域では、人種的偏見が排除の対象となる。だから排除とは、むしろ不平等の度合いに関わる概念というよりは、いくつかの集団を社会の主流から切り離すメカニズムに関わる概念といえる。その結果、社会の最上層部の自発的な排除は、公共区間や社会的連帯を脅かすのみならず、最下層の排除を誘発する。つまり最上層の排除と最下層の排除の間には、一定の因果関係が認められ、それがために、最上層部の自発的な排除を抑止することは、最下層の人びとをより一層包含するために必要不可欠な営みとなる¹⁷⁾。この経済的不平等が排除のメカニズムと無関係でない限り、経済的不平等の克服をあきらめるわけにはいかないが、それでも市民的自由主義、つまり公共空間を再生することが、最上層部を包含するために必要な営みである。そのためには、コスモポリタン国家をつくるのが一つの方法であるが、また責任ある企業家精神を鼓舞することは、社会的連帯という点で決定的な役割をはたすし、公的教育の質的向上、充実した医療サービスの維持、安全で快適な公共施設の支援、犯罪発生率の抑止なども必要になっ

てくる。「ほとんどの国民を利する福祉制度のみが、市民社会の倫理観にかなうのである。」¹⁸⁾

社会の最上層の自発的排除と同じく、最下層での排除もまた自己増殖する傾向があるので、貧困の悪循環を断ち切るための方策が講じられなければならない。¹⁹⁾

とりわけ貧困層に対する技能教育、職業訓練の改善は、多くの国が共有する課題であり、「可能性の再分配」をかなえるための教育への投資は、政府が真っ先に手がけるべきことである。そうかといって教育によってだけ不平等を縮小できるかとは限らないので、様々な角度から不平等の払拭が試みられべきである。また包含的な社会は、失業者の最低生活を保障するばかりではなく、仕事以外にも多様な人生の目標があることを示唆しなければならない。

なおアンソニー・ギデンズのとりわけ、平等の観念、の議論に関して、ステイヴ・ヴァックラーとデヴィッド・P・ドロウウィッツは、それが、ロールズの正義論の内容と類似していると論じている。²⁰⁾ その詳細な検討は後日に譲りたい。

6. 民主主義の民主化

「民主主義の民主化」という課題は、民主主義を考察する場合に絶えず付きまとう、永続的な観点である。つまり民主主義の内容は大方の場合、それは程度の問題になるからである。日本に民主主義が無いとはいえないが、しかし更なる改良が要請されているということについては、大方異論がないであろう。民主主義を構成する様々な要素において、それぞれの国において、更なる改良が必要な箇所は異なるであろう。しかし共通項もあろう。アンソニー・ギデンズが掲げる、自らの要点は次のようである。

(1) 中央から地方への権限委譲

グローバリゼーションに対して、国家が先ず対処しなければならないのは、構造的な対応策である。もちろんこの内容は下からと上からの双方向的関係の構築である。分権化それ自体が民主化ではなく、民主化に寄与する分権化を推し進めなければならない。

(2) 公共部門の刷新

このことは、近年、世界中の政府において腐敗が増加傾向にあるからではなく、「政治を取り巻く環境が質的変化を遂げたからである。」政治の世界に最も強い影響を与えた変化の一つは、政府と市民の情報格差の縮小である。通常の行政手続きが市民の監視を受けるようになった。

(3) 行政の効率化

正統性を維持するために、政府は行政を効率化する必要性にせまられている。「企業組織が迅速かつ柔軟に環境変化に対応する世界では、どうしても政府は後れをとりがちである。」

政府の組織は市場原理に従わないから、公務員は怠惰となり、サービスが劣悪になるとう批判に対応しなければならない。

(4) 直接民主主義の導入

グローバリゼーションにともない、国内政治に対して政府は、通常の投票なしの民主主義が必要となるし、またそれが可能である。地域レベルの直接民主制、電子住民投票。市民陪審員制などの「民主主義の実践」を通じて、「政府と市民の関係はこれまで以上に緊密なものとなる。」

(5) リスクを管理する政府

「科学技術の進歩に一定の制約を課し、それがもたらす倫理的諸問題に対処することを、政府の役割の一つに数えてしかるべきである。」リスクの特定化を専門家だけに任せておいてはならない。リスクを確定化するまでの各段階において、専門家、政府、一般市民の参加による入念な検討が加えられなければならない。

(6) 上下双方向の民主化

「民主主義の民主化」は、地方自治体レベルや国レベルにとどまらない。政府は、その目を世界にも向けなければならない。これらの点を勘案すれば、新しい政府が目標とする政府、新しい民主主義国のあり方が見えてくる。

7. ポジティブ・ウェルフェア社会

最近、福祉国家から福祉社会へという言い方は、先進国では定着したように思われる。第一次オイルショックを契機に、先進国ではどこの国でも、財政難から福祉予算切捨てる方向に突き進んだ。いわんや新自由主義の思想に裏打ちされた、たとえばイギリスのサッチャー政権が福祉改革に取り組んだことはよく知られている。アンソニー・ギデンズによれば、福祉国家そのものが、その成立過程からして、「本質的に非民主的である²³⁾」という。保護と管理が福祉国家の原動力であって、個人の自由への配慮は決して十分ではないし、福祉事務所では、官僚的で、不親切で、非効率な対応が目立つ。

アンソニー・ギデンズによれば、ポジティブ・ウェルフェアがこれからの福祉のあり方であって、その主役は、個人、非政府組織である。つまり福祉社会が中心であるということである。そのうえ彼は、そもそも「ウェルフェアとは、経済的な概念ではなく、満足すべき生活状態を表す心理的な概念である²⁴⁾。」だから経済的給付や優遇措置だけではウェルフェアは達成できないのである。つまり経済的ベネフィットだけではなく、心理的ベネフィットを増進することに心がけなければならないのである。たとえば、お金を支援するよりも、カウンセリングの方が、ずっと有効な場合もありうる。その意味で、福祉改革に当っては、福祉のこのような意味合いを十分に考慮する必要がある。さらに「指針とすべきは、生計費を直接支給するのではなく、できる限り人的資本 (human capital) に投資することである。」「福祉国家のかわりに、ポジティブ・ウェルフェア社会という文脈の中で機能する社会投資国家 (social investment state) を構想しなければならぬ²⁵⁾。」

このような意味で、福祉国家から福祉社会への転換が要請されているのである。第三セクター組織の未成熟な国では、それらの組織に福祉サービスを委ねることが望ましく、トップダウン給付方式は、分権化された給付方式に改編すべきである。「もっと一般化して言えば、福祉給付方式の再編を、市民社会の建て直し計画とかみ合わせる必要を認識すべきである。」つまり市民社会の成熟過程に福祉給付の課題を包含させるべきであるというのである。

これらのことは、社会のあらゆるレベルで、言い過ぎを恐れずに言うならば、

正常な人たちはもちろん、たとえそのための費用が必要であろうとも、高齢者、軽度の障害者といえども彼らの、精神的身体的機能の程度に応じて、必要な教育・訓練を行い、社会的に有益な貢献をすることこそが、「福祉から労働へ」(welfare to work) という第三の道の目的にかなうというのである。

たとえば高齢化は古くして新しいリスクの一つであって、かつては加齢は仕方のないことで、肉体的な衰えは受け入れざるをえない仕方のないことだとされてきた。その見方は間違いではないであろうが、よりアクティブで再帰的(reflexive)な社会では、肉体的にも心理的にも、加齢ははるかに振り幅の広いものとなる。つまり精神的な、また体力的なケア次第で、かなり有効な老後時代を過ごせよう。このような事例をわれわれは、既に多くみている。したがって、このような可能性を、ただ慣習や自然にまかせておくのではなく、市民や社会の工夫によって、より有効に生かしていこうというのである。ここで、アンソニー・ギデンズは、哲学的保守主義という概念をバークの言葉を引用して、次のように述べている。いわく「社会とは、いま生きている人だけのパートナーシップではなく、いま生きている人、今は亡き人、そしてこれから生まれてくる人のパートナーシップなのである。」²⁰⁾

8. まとめ

以上に述べてきたように、アンソニー・ギデンズも彼の理論を整然と体系的に述べているとはいえない。ここで私が述べたことは、それらの中の特徴的なものを、ある意味では無秩序に、しかも紹介的に述べたに過ぎない。ただそれらの中には私の心を引き付けて離さない、この閉塞状態に対する指針となりうるものがいくつか見出せるように思われるのである。

以下まとめにかえて、アンソニー・ギデンズ自身が「第三の道」が目指すものとして、述べているものを、既に記述したものと内容的に繰り返しになるものもあろうが、述べておく。

まずアンソニー・ギデンズは、「第三の道」が重視する価値として、(1) 平等 (Equality)、(2) 弱者の保護 (Protection of the vulnerable)、(3) 自主性としての自由 (Freedom as autonomy) (4) 責任なければ権利なし (No rights

without responsibilities)、(5) 民主主義なければ権威なし (No authority without democracy)、(6) 世界に開かれた多元主義 (Cosmopolitan pluralism)、(7) 哲学的保守主義 (Philosophic conservatism)、をあげている。

これらが強調されるのは、われわれが直面する大きな変化の中で、市民一人ひとりが自ら道を切り開いていく営みを支援することこそが「第三の道」の政治が目指すものであらねばならないからである。平等と自由は、相容れない場合もあるが、既に論じたように、両者の関係は、補完的であるのが現実の示すところである。また両者の関係が補完的であるような状況を作り出すことが、今後のあるべき指針の一つであろう。不平等の世襲化は、自由主義、能力主義の崩壊であり、人間社会の挫折の一形態である。一般に弱者といわれるものも、その時代の物差しや価値観から由来するのであって、弱者を弱者として一面的に取り扱うのは、人間の可能性の追求の放棄であり、しいては人間の放棄にほかならない。彼らが宿すあらゆる有益な可能性の開発のための投資や努力は、人間の人間たる証である。それらの行為がなくなったとき、人間社会は人間社会でなくなる。

そのためには、個人と共同体・市民社会の関係を再構築して、主として「権利と義務」のありかたを見直すことが必要となる。歴史的には多くの犠牲を払って獲得した様々な諸権利があるが、これまでわれわれは、それらの権利を当然なものとして要求してきた。そのことにはある必然性があるといえる。

しかし歴史の過渡期にあつて、個人と共同体・市民社会の関係を再構築するにあつて、権利と責任の関係を再吟味する必要性が生じたのである。極論するならば、皆が権利のみを主張する社会の行き着く先を想像してみるがよい。しかし要求する権利を満たすために与えられるだけのものが蓄積されていない場合の結果は、おそらく闘争や混乱状態となるであろう。

そこでアンソニー・ギデンズは、このさい「責任の裏付けのある権利」を提唱している。個人主義が浸透するにつれて、「権利に義務を連動させる」必要性が生じてきているのである。権利は必ず責任を伴うということは、もはや万人が遵守すべき倫理的原則でなければならない。そうでないならば、政治的権利がしばしばそうであるように、この原則はとりわけ貧しい人たちに適用される

ことになりかねないからである。

「民主主義なければ権威なし」というのは、これまでの伝統、慣習が、社会の変化によって影響力を失っていることからの発想である。もっともここでいう権威の概念は、簡単に言うならば、人びとを納得させ、同意を獲得しうるような影響力を発しうる能力、という意味であって、決して上から無条件に押し付けられたような意味での権威の意味でないことを確認しておきたい。日本の歴史や社会の至るところに巣くう、上からの、あるいは官僚的な権威とは似ても似つかぬ権威の意味である。日本におけるような意味での権威や官僚主義は、一般に言われていることであるが、人びとの自立心を削ぎ、士気を低下させ、自己実現にとって有害なものとなる。確立されない個々人の集合体も社会にとって有効なものとはなりえない。この問題は、現在の日本にとって大きな課題であると私には思われる。大方の先進国では、そのような古い権威は既に民主主義の社会にあっては追放されている。

その意味で新しい個人主義、つまり新しい状況に対応できるように自らを改良する個人主義が必要になり、人びとの行動と参加によって権威を再構築するのである。その場合に民主主義は、必要不可欠なものとなる。

多元的なグローバリゼーションへの対応、科学技術の進歩への対応、人間と自然との関係への対応など「第三の道」の抱える諸問題は、対応しきれないぐらい多く、かつ難題である。かつての伝統や価値観が遠のき、社会が大きく変化した今日、問われるのは、われわれは、「いかに生きるべきなのか、いかにして社会的連帯を再構築するのか、そして環境問題にどう取り組むべきなのか²⁸⁾」といった課題が問題になる。これらの問題に取り組むにあたって、「コスモポリタンの価値」、つまり「哲学的保守主義」が必要になる。一般的には、近代化と保守主義は相反する。しかし、リスクと責任との関わりのあり方が様変わりし、「伝統を超えて」、「自然の対極にある」世界を何とか生き抜くためには、近代化のルーツに頼らなければならないのである、とアンソニー・ギデンズは指摘する。ここで言う「保守主義」は、政治的右派のいうそれとは全く異なるのであって、「変化へのプラグマティックな対応を意味する保守主義」である。つまり科学技術の功罪をわきまえながらそれを相対視し、過去と歴史を尊重し、可能な限り予防原則に即しての環境問題への対処などである。これらの目標は、

近代化のアジェンダに抵触しないばかりか、近代化をその前提にしている。

以上のことから、容易に理解できるように、「第三の道」は決して完成品でもないし、唯一の選択肢でもない。しかしながらこの閉塞状況を切り開くための、一つの青写真であり、たたき台になることは間違いあるまい。

注

- 1) A. Giddens, *The Third Way, The Renewal Social Democracy*, 1998. 佐和隆光訳『第三の道』、日本経済新聞社、2000年。本論文を執筆すにあたって、本邦訳を大いに利用させてもらった。訳者に心からお礼申し上げる次第です。部分的に修正した箇所もあります。
- 2) A. Giddens, *The Third Way and its Critics*, 2000. 今枝法之、千川剛史訳『第三の道とその批判』、晃洋書房、2003年。巻末にはアンソニー・ギデンズの略歴や業績、参考文献についてかなり詳しい紹介がある。
- 3) F. A. Hayek, *The Road to Serfdom*, 1994. 一谷藤一郎、一谷里子訳『隷従への道…全体主義と自由』、東京創元社、1993年、V頁。
- 4) M. Friedman, *Free to Choose*, 1980. 西山千明訳『選択の自由…自立社会への挑戦』、日本経済新聞社、1980年、ii頁。
- 5) R. Michels, *Zur Soziologie der Parteiwesens in der modernen Demokratie,, Unterauchung uber die Oligarchischen Tendenzen des Gruppenleben*, 1925. s. 370. なお本書の邦訳ならびに「寡頭制」については、森博、樋口晟子訳『現代民主主義における政党の社会学 I、II』、木鐸社、1974年を参照のこと。
- 6) A. Giddens, *The Third Way, The Renewal Social Democracy*, 1998. pp. 7-8, 佐和隆光訳『第三の道』26-7頁。
- 7) *Ibid.*, p. 9. 前掲書、28-9頁。
- 8) *Ibid.*, p. 15. 前掲書、37-8頁。
- 9) *Ibid.*, p. 12. 前掲書、33頁。
- 10) *Ibid.*, pp. 10-11. 前掲書、30-31頁。
- 11) *Ibid.*, p. 32. 前掲書、64頁。
- 12) *Ibid.*, p. 36. 前掲書、71頁。
- 13) *Ibid.*, p. 36. 前掲書、71頁。
- 14) Aristotle, 田中美知太郎他訳『政治学』、世界の名著8、中央公論、1972年、187頁。
- 15) A. Giddens, *The Third Way, The Renewal Social Democracy*, 1998, p. 102. 佐和隆光訳『第三の道』、日本経済新聞社、2000年、173頁。
- 16) *Ibid.*, p. 103. 前掲書、174頁。
- 17) *Ibid.*, pp. 104-105. 前掲書、176-77頁。
- 18) *Ibid.*, p. 108. 前掲書、181頁。
- 19) *Ibid.*, p. 109. 前掲書、183頁。
- 20) S. Buckler & D. P., Dolowitz, *Theorizing the third way: New Labour and social justice in Journal of Political Ideologies* (2000), 5(3), pp. 301-320. この論文

を発見したのは、「短期研究期間」(サバティカル)中にロンドン大学の図書館を訪れたさいであって、今でもその時の興奮は忘れられない。

- 21) *Ibid.*, p. 73. 前掲書、128頁。
- 22) *Ibid.*, p. 76. 前掲書、133頁。
- 23) *Ibid.*, p. 112. 前掲書、189頁。
- 24) *Ibid.*, p. 117. 前掲書、196頁。
- 25) *Ibid.*, p. 117. 前掲書、196-97頁。
- 26) *Ibid.*, p121. 前掲書、201頁。これは、パークの『フランス革命に関する省察』(*Reflections on the Revolution in France*)からの引用であり、いくつかの邦訳がある。
- 27) *Ibid.*, p. 64. 前掲書、118頁。
- 28) *Ibid.*, p. 67. 前掲書、118-19頁。